

## 全国地域包括・在介協からのお知らせ

### I. 第30回(令和3年度)全国地域包括・在宅介護支援センター研究大会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない、これまで経験したことのない社会変化が生じているなか、私たち地域包括・在宅介護支援センターは地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、新たな取り組み方法を探っていくことが求められています。

本会では、全国の地域包括・在宅介護支援センターの関係者が最新の制度動向を学ぶとともに、様々な地域課題や社会変化、施策に即した地域づくりの実践等を共有し、これからの地域包括・在宅介護支援センターが果たすべき役割について考えることを目的として、第30回(令和3年度)全国地域包括・在宅介護支援センター研究大会をオンラインにて開催いたします。

本研究大会は、Zoomを活用したライブ配信とともに、全国各地の地域包括・在宅介護支援センターによる多様な実践事例発表を、オンデマンドで配信いたします。

(参加申込者に限り、ライブ配信の様子も11月末日までオンデマンドにてご覧いただくことができます)

オンライン開催による初めての研究大会となることから、今年度の研究大会参加費は1センター(事業所)あたり5千円(※)と特別価格になっております。多くの皆様のご参加をお待ちしています。(※非会員事業所は8千円)

**全国地域包括・在介協** 第30回(令和3年度)全国地域包括・在宅介護支援センター研究大会  
【開催要項】

[http://www.zaikaikyo.gr.jp/taikai/pdf/r03\\_ka.pdf](http://www.zaikaikyo.gr.jp/taikai/pdf/r03_ka.pdf)

【大会参加申込(名鉄観光サービス株)】

<https://www.mwt-mice.com/events/zaikaikyo211013/login>

【第29回(令和元年度)全国地域包括・在宅介護支援センター研究大会のようす】



## 制度・施策等の動向

### II. 厚生労働省「第202回社会保障審議会介護給付費分科会」

令和3年7月28日、第202回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和3年度介護従事者処遇状況等調査の実施について議論が行われるとともに、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証について報告が行われました。

令和3年度介護従事者処遇状況等調査については、調査項目に新型コロナウイルス感染症の影響や「給与等の引き上げ以外の処遇改善状況」に関して、入職促進に向けた取組、資質の向上やキャリアアップに向けた支援、両立支援・多様な働き方の促進、腰痛を含む心身の健康管理、生産性向上のための業務改善の取組、やりがい・働きがいの醸成が新たに追加され、令和3年10月を目途に調査が実施されることになりました。

また、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証については、①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上、かつ、②その利用サービスの6割以上が訪問介護サービスであるとする基準案が示されました。この基準案は現在パブリックコメント中(締切:令和3年8月18日)で、厚生労働省は、この基準に該当する事業所は全体のおよそ3%であると見込んでいます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準案 ※全社協整理

#### 【概要】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準につき、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の総額が介護保険法(平成9年法律第123号)第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合を100分の70と、訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合を100分の60とするもの。

#### 【適用期日】

令和3年10月1日(予定)

厚生労働省 第202回社会保障審議会介護給付費分科会

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20080.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20080.html)

## 情報提供・ご案内

### Ⅲ. 厚生労働省「住まいの困りごと相談窓口すまこま。」

厚生労働省は、不安定な居住環境にある方のための支援情報サイトを開設するとともに、住まいの困りごと相談窓口（すまこま。）を開設しました。

実施主体：厚生労働省（ホームレス支援全国ネットワーク受託）

相談体制：職員2名（専任）配置

受付方法：フリーダイヤル、メール

開設日時：月～金及び土・祝日のうち  
月3日程度（9:00～18:00）

フリーダイヤル：0120-050-593

メールアドレス：[sos@sumakoma.jp](mailto:sos@sumakoma.jp)



厚生労働省 住まいの困りごと相談窓口すまこま。

<https://sumakoma.jp/>

### Ⅳ. 全社協「障害福祉サービスの利用について（2021年4月版）」

「障害者総合支援法」は、地域社会における共生の実現に向けて障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的とし、2013年4月に施行され、2018年4月の法改正まで複数回の改正がありました。

本パンフレットは、その内容について、わかりやすく要点をまとめており、同法に規定されたサービスの利用にあたって、制度の内容や手続について確認する際に、障害者福祉関係者をはじめ、多くの方にご活用いただけます。

各頁に音声コードを付しており、音声で内容をお伝えしていますが、改訂にあたり、音声コードをスマートフォンでも利用できる「ユニボイス」に変更しました。



全社協・福祉の本出版目録 障害福祉サービスの利用について（2021年4月版）

<https://www.fukushinohon.gr.jp/surl/340>